

津市監査委員告示第4号

平成18年12月22日付津市監査委員告示第5号において公表した定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、津市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年3月14日

津市監査委員 岡部高樹  
同 平岡益生  
同 永田正  
同 山中利之

監査の結果及び講じた措置の内容

監査対象部局等	総務部 総務課
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>市外旅費領収書において、一部当該職員の領収印及び領収年月日の記入漏れがあったので、適切に行われるよう指導した。</p>	<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>市外旅費領収書における一部当該職員の領収印及び領収年月日の記入漏れについては、領収の押印及び領収年月日を記入し、書類整備を行いました。</p> <p>また、課内において、市外旅費領収時には、領収印及び領収年月日の記入を行うよう徹底しました。</p>
監査対象部局等	市民部 市民交流課
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>国際交流・都市間交流については、当該都市との相互理解を深め、住民相互の交流等、地域の活性化に寄与しているところであるが、補助金等民間交流支援のあり方について、今後、検討されるよう努められたい。</p>	<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>国外、国内の交流都市との民間交流に対する支援のあり方、特に、ご指摘のありました日本三津交流のまつり交流参加団体への補助金の交付につきましては、平成18年11月17日に行われました交流会議におきまして、他都市からまつり交流の見直しが提案され、本市でも検討した結果、今後民間団体のまつり交流への補助金の交付は行わないこととしました。</p>

<p style="text-align: center;">監査対象部局等</p>	<p style="text-align: center;">市民部 リージョンプラザ</p>
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>お城ホール等の使用料については、条例の規定では、施設使用料を使用許可の際に納付することとなっているが、還付等が発生しないよう使用許可の際に半額、使用後に残額を納付するという独自の運用がなされていたため、規定どおり行うよう指導した。</p>	<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>お城ホール等の使用許可の際における使用料の納付については、条例の規定の趣旨を踏まえ、一括納付するよう、平成19年1月4日から実施しました。</p>
<p style="text-align: center;">監査対象部局等</p>	<p style="text-align: center;">市民部 アストプラザ</p>
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>使用料及び手数料の収納事務において、業務終了後、施設内の金庫に保管し、週3回、金融機関へ持ち込み収納している。公金の取扱いについて、安全かつ適正に管理するため、金融機関への納入は、速やかに行うよう指導した。</p>	<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>公金の取扱いについて</p> <p>公金収納をより安全かつ適正に管理するため、週3回であった金融機関への持ち込み収納を毎日（休日分については休日明け）行うように措置することとしました。</p>
<p style="text-align: center;">監査対象部局等</p>	<p style="text-align: center;">環境部 白銀環境清掃センター</p>
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>臨時職員の任用について、13人中、70歳以上の者でみると2人（15パーセント）、65歳以上の者でみると5人（38パーセント）となっており、本市の臨時職員任用に係る年齢基準を超える高齢者の任用が少なくないが、特段の事情がない限り、同基準によることが望ましく、今後見直しを検討されたい。</p>	<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>臨時職員に係る高齢者の任用の見直しについて</p> <p>臨時職員に係る高齢者のうち4人（事務補助1人・清掃作業補助3人）については、平成19年度からの引続いての任用はしない措置を講じました。</p> <p>今後、段階的に任用の見直しを図ってまいります。</p>

監査対象部局等	健康福祉部 中央保健センター
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」及び「津市久居休日応急診療所」における公金の収納事務について、保健衛生使用料の収納事務を事実上、委託しているにもかかわらず、手続きに不備が見られたので、適切に取扱われるよう指導した。</p>	<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」及び「津市久居休日応急診療所」の使用料の収納事務の一部委託について地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき平成18年11月2日付で告示しました。</p>